

# 定期駐車契約書

新津商工会議所（以下甲という）と、（以下乙という）とは、甲が管理する新津本町 丁目駐車場に乙が指定する下記表示の自動車を定期駐車させるため、新潟市新津駐車場条例に定める事項以外の事項について、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 この契約の期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までの ヶ月間とする。  
ただし、契約期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方から何等の申し入れがない時は、同一条件をもって更に1ヵ年延長するものとし、以後この例によるものとする。
- 第2条 乙は下記表示の自動車1台あたり月額 円の定期駐車料金を、当該月の前月末日までに甲の指定する場所へ支払うものとする。  
ただし、月の途中において、定期駐車契約をする場合は日割計算による。
- 第3条 1. 甲は、当駐車場が満車であるときは、乙の駐車を断ることができる。  
この場合において料金の払い戻しはしない。  
2. 甲は、管理上やむをえない理由によりこの駐車場の供用を休止したため乙の利用を妨げたと認められるときは、日割計算により定期駐車料金の払い戻しをするものとする。
- 第4条 有効期間中における解約については原則として、既納の定期駐車料金の払い戻しをしない。
- 第5条 乙は、下記表示の自動車を変更しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。
- 第6条 甲が発行する定期駐車証は、乙の契約車で容易に確認される箇所に添付しておかなければならない。また、契約を解除する場合には、定期駐車証を甲に返納しなければならない。
- 第7条 乙は、定期駐車証を他人に譲渡してはならない。
- 第8条 甲は、乙において、次に該当する行為が発生した場合は、予告無しに直ちに契約を解除することができる。  
1. 新潟市新津駐車場条例およびこの契約の条項に違反したとき。  
2. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、解散等のとき。
- 第9条 この契約の証しとして、本書を2通作成し、甲、乙各々の記名押印の上各1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号  
氏名 新津商工会議所  
会頭 前田 正 実  
TEL (0250) 22-0121



(乙) 住所  
氏名  
TEL ( )

印

## 自動車の表示

車両番号	車両名及び型式	車両所有者の住所	連絡先 (勤務先名等)	連絡先 (携帯電話番号等)

※裏面に新潟市新津駐車場条例（抜粋）を記載

この契約書に記入された個人情報は新潟駐車場指定管理者業務以外の目的には使用いたしません

(設置)

第1条 市街地における駐車需要に応じ、もって円滑な道路交通の確保に寄与するため、新潟市新津駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新津本町3丁目駐車場	新潟市秋葉区新津本町3丁目2002番地2
新津本町4丁目駐車場	新潟市秋葉区新津本町4丁目2054番地1

(休業日及び供用時間)

第3条 駐車場の休業日及び供用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

名称	休業日	供用時間
新津本町3丁目駐車場	1月1日及び1月2日	午前7時から午後9時まで
新津本町4丁目駐車場	なし	

(車両の制限)

第4条 駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する自動車(二輪自動車を除く。)のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせる。

(利用料金)

第6条 駐車場に自動車を駐車しようとする者(以下「利用者」という。)は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

～ 略 ～

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な理由があると認める場合は、その利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第9条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 人体に危険をおよぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとする場合
- (2) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれのある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認める場合

(行為の制限)

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 施設、設備又は他の自動車を損傷すること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認める行為

(供用の休止)

第11条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認める場合は、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害の責任)

第12条 市長は、駐車場に駐車する自動車の損傷又は滅失については、その責めを負わない。

ただし、その自動車の保管に関し、善良なる管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

～ 略 ～

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。